

災害を受けられた農業者の皆さんへ 農業制度資金をご活用ください

活用できる資金

○農業近代化資金

○農業経営基盤強化資金

農舎、農機具等の復旧に

要する資金

○農業経営維持安定資金

災害による経営の再建お

よび収入減の補てんにあて

るための資金

○平成16年台風災害対策経

営安定資金(新規)

種苗、肥料、農薬などの

経営資金で、被災後1年以

内に必要な経費

※平成16年の台風16・18号

の被災者に限ります。

その他の制度

○既貸付金の償還条件緩和

措置

平成16年の台風15・16・

18・21・23号の災害で貸付

金の償還が著しく困難な場

合に、償還条件の緩和措置

を受けられます。

※資金の種類や貸付状況に

よって、緩和の内容が異

なります。

問合せ 詳しくは、次のと

ころでご相談ください。

○西条市庁舎農政係

(内線2623)

○西条地方局農政課

(0897-56-1300)

○西条中央地域農業改良普

及センター

(0897-56-1300)

○西条中央地域農業改良普

及センター丹原普及室

(0898-68-7322)

○最寄りの農業協同組合

四国財務局からのお知らせ ペイオフ解禁の範囲が拡大されます

平成17年4月以降は、当

座預金や利息のつかない普

通預金は「決済用預金」と

して全額保護され、定期預

金や利息のつく普通預金

預金者一人当たり、元本

1000万円までとその利

息が保護されます。

詳しくは、最寄りの金融

機関窓口へお問い合わせく

一般廃棄物収集運搬業等の 許可申請を受け付けます

平成17年度における市内

一般廃棄物収集運搬業等の

許可申請の受付を行います。

許可申請のできるかた

○市内に本店もしくは支店

を有する法人、または市

内に居住している個人

○じんかい車を保有、また

は保有できる見込みのあ

る者

○廃棄物の処理および清掃

に関する法律第7条第3

項に該当する者

許可申請書用紙

西条市庁舎環境課にあり

ます。

受付期間

1月7日(金)～31日(月)

受付場所・問合せ

西条市庁舎環境計画係

(内線2443)

産業別最低賃金が改正されました

平成16年12月25日から産

業別最低賃金が改正され、

一般機械器具製造業(表B)

の日額表示は廃止されまし

た。また、すべての最低賃

金に適用除外の労働者およ

び表A・Cの最低賃金には

適用除外の業種が決められ

ています。

詳しくは、愛媛労働局賃

金室(TEL089-935-

5205)または新居浜労

働基準監督署(TEL0897-

37-0151)へお問

い合わせください。

	産 業	最低賃金額
A	パルプ、紙製造業	737円
B	一般機械器具製造業	753円
C	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品、デバイス製造業	712円
D	船舶製造・修理業、船舶機関製造業	764円
E	各種商品小売業	668円

※最低賃金額は、1時間当たりの額。

